

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、四一七号

平成十四年十一月五日

(火曜日)

告示

目次

- 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更(二件) (地方課) 一
- 都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 二
- 島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値 (建築住宅課) 二
- の一部改正

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 三
- 特定調達公告 (都市計画課) 三

島根県芸術文化センター(仮称)建設(建築)工事に係る一般競争入札の落札者等 (営繕課) 三

公企規程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (三)

正誤

平成十三年八月三十一日付け島根県報第一、二九六号中 (道路整備課) 六

平成十四年八月三十日付け島根県報第一、三九八号中 () 六

告示

示

島根県告示第九百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、西ノ島町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年十一月五日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡西ノ島町大字浦郷字タヤサキ二番地七地先から同町大字浦郷字寺ノ谷三三番地一地先までの公有水面埋立地	九四三・五〇平方メートル	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字タヤサキ

島根県告示第九百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、知夫村長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年十一月五日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所 隠岐郡知夫村字小棚瀬一七三〇一六番地、一七三〇一七番地及び国有地の地先公有水面埋立地	面積 三、二〇三・四八平方メートル	編入先の字 隠岐郡知夫村字小棚瀬
---	----------------------	---------------------

島根県告示第九百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十四年十一月五日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

出雲都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

出雲市今市町、今市町南本町、上塩治町、塩治町、塩治神前五丁目、塩治原町一丁目及び塩治原町二丁目

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び出雲市役所

島根県告示第九百三十八号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成十三年島根県告示第百六十九号）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月五日から施行する。

平成十四年十一月五日

島根県知事 澄田信義

表中

東光台 耐火構造二階建
平成三〇・九二

古江	東光台
中層耐火構造四階建	耐火構造二階建
平成一三	平成三
〇・九〇	〇・九二

八束郡宍道町	荻田
簡易耐火構造二階建	簡易耐火構造二階建
昭和五一	昭和五一
〇・九五	〇・九五

八束郡宍道町	荻田	萩
宍道緑が丘	耐火構造二階建	簡易耐火構造二階建
平成一三	平成一三	昭和五一
一・〇〇	〇・九五	〇・九五

簸川郡大社町	原町
簡易耐火構造平家建	簡易耐火構造二階建
昭和四四	昭和四三
〇・九一	〇・九一

簸川郡大社町	山内	原町
耐火構造二階建	耐火構造二階建	簡易耐火構造二階建
平成一三	平成一三	昭和四四
〇・九七	〇・九七	〇・九一

名田	名田
簡易耐火構造二階建	簡易耐火構造二階建
昭和五一	昭和五〇
〇・九七	〇・九七

船原	名田
中層耐火構造三階建	簡易耐火構造二階建
平成一二	昭和五一
〇・九八	〇・九七

に改める。

を、

に、

を

に、

を

に、

を

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十一月五日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

八束郡玉湯町大字湯町七九三番地一 外一筆

面積 一、二五三・七〇平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡玉湯町大字湯町九〇九番地

曾田悦枝

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定職務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年11月5日

島根県知事 澄田信義

1 職務の名称及び数量

島根県芸術文化センター（仮称）建設（建築）工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部営繕課営繕企画係 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成14年9月5日

4 落札者の氏名及び住所

大成建設・大畑建設・日興建設特別共同企業体

代表者 大成建設株式会社広島支店 執行役員支店長 久保博司

広島市中区小町2番30号

5 落札金額

7,255,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成14年7月9日

島根県公営企業管理規程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年十一月五日

島根県知事 澄田信義

島根県公営企業管理規程第四号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和四十年島根県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一項を加える。

2 中国電力株式会社の電力系統と連系している発電設備は、災害時等において中国電力株式会社と連絡がとれない場合には、連絡が取れるまでの間電力系統から解列又は運転を停止するものとする。

別表第一を次のように改める。
別表第一(第三条関係)

保安管理組織

知事

企業局

経営課

開発課

総務課

東部事務所
(電気主任技術者)

三成発電所
(ダム水路主任技術者)

飯梨川第一発電所
(ダム水路主任技術者)

飯梨川第二発電所
(ダム水路主任技術者)

飯梨川第三発電所
(ダム水路主任技術者)

隠岐大峯山風力発電所※

飯梨川工業用水道施設※

飯梨川水道施設※

西部事務所
(電気主任技術者)

八戸川第一発電所
(ダム水路主任技術者)

八戸川第二発電所
(ダム水路主任技術者)

八戸川第三発電所※
(ダム水路主任技術者)

勝地発電所※
(ダム水路主任技術者)

三隅川発電所
(ダム水路主任技術者)

矢原川発電所
(ダム水路主任技術者)

御部発電所
(ダム水路主任技術者)

浜田川発電所
(ダム水路主任技術者)

江の川工業用水道施設※

江の川水道施設※

注一 □印は、保安関係組織を示す。

二 ※印は、自家用電気工作物を示す。

別表第三中

電気工作物 (風力発電設備)	一月	風車、タワー 発電装置 変圧器 遮断器 制御装置・保護装 置	工作物周辺状況 調査 外観検査 普通点検 精密点検 精密点検 精密点検 普通点検 精密点検 普通点検 精密点検	一年 一年 一年 三年 三年 二年 二年 適時	発電装置 変圧器 遮断器 制御装置・保護装 置	絶縁抵抗測定 その他各種測定 試験 絶縁抵抗測定 その他各種測定 試験 絶縁抵抗測定 その他各種測定 試験 絶縁抵抗測定 その他各種測定 試験	一年 適時 六年 適時 二年 二年 適時
電気工作物(水路 工作物、風力発電 設備を除く)	二週	主要水車(補機を 含む) 発電機・励磁機 主要変圧器 遮断器 制御装置・保護装 置	普通点検 精密点検 普通点検 精密点検 普通点検 普通点検 精密点検 精密点検	三年 概ね十年 三年 概ね十年 三年 三年 三年 適時	主要水車(補機を 含む) 発電機・励磁機 主要変圧器 遮断器 制御装置・保護装 置	各種測定試験 絶縁抵抗測定 その他各種測定 試験 絶縁抵抗測定 絶縁油性能試験 その他各種測定 試験 各種測定試験 継電器試験	三年 一年 適時 一年 適時 適時 三年

に改める。

電気工作物(水路 工作物を除く)	二週	主要水車(補機を 含む) 発電機・励磁機 主要変圧器 遮断器 制御装置・保護装 置	普通点検 精密点検 普通点検 精密点検 普通点検 普通点検 精密点検 精密点検	三年 概ね十年 三年 概ね十年 三年 三年 三年 適時	主要水車(補機を 含む) 発電機・励磁機 主要変圧器 遮断器 制御装置・保護装 置	各種測定試験 絶縁抵抗測定 その他各種測定 試験 絶縁抵抗測定 絶縁油性能試験 その他各種測定 試験 各種測定試験 継電器試験	三年 一年 適時 一年 適時 適時 三年
---------------------	----	---	--	--	---	--	--

を

毎週火・金曜日発行

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正

誤

平成十三年八月三十一日付け島根県報第一、二九六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

正

十五

島根県告示第六百五十一号の表中

八・〇〇〇 三〇・〇〇	三・〇〇〇 一五・〇〇	三・〇〇〇 一五・〇〇
三一七・〇〇	四六〇・〇〇	四六〇・〇〇

八・〇〇〇 一九・〇〇	三・〇〇〇 二九・〇〇	三・〇〇〇 二九・〇〇
三三〇・〇〇	四一三・〇〇	四一三・〇〇

平成十四年八月三十日付け島根県報第一、三九八号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

正

八 島根県告示第七百八十八号の表中

益田市有田町ロ二二三〇番三地从先から同町四九八番一地从先まで

益田市有田町ロ二二三〇番三地从先から同町四九八番一地从先まで

益田市有田町三七三番四地从先から同町ロ二二二八番二地从先まで

益田市有田町三七三番四地从先から同町ロ二二二八番二地从先まで

平成十四年十一月五日印刷
平成十四年十一月五日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江学園南
松江市殿町
島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)